

# 2010くらしのサポーター通信No.47

2010.6発行

**ハイライト:**

- 今月のテーマ : 貸金業法の改正について
- おしらせ : くらしのサポーター認定式について
- 交流コーナーコラム: 〇〇〇円～小さく「会員様価格」～

## 貸金業法の改正について

貸金業法は、消費者金融などの貸金業者や、貸金業者からの借入れについて定めている法律です。

近年、返済できないほどの借金を抱えてしまう「多重債務者」の増加が、深刻な社会問題（「多重債務問題」）となったことから、これを解決するため、平成18年、従来の法律が抜本的に改正され、この貸金業法がつけられました。貸金業法は、消費者金融などの貸金業者や、貸金業者からの借入れについて定めている法律です。

近年、返済できないほどの借金を抱えてしまう「多重債務者」の増加が、深刻な社会問題（「多重債務問題」）となったことから、これを解決するため、平成18年、従来の法律が抜本的に改正され、この貸金業法がつけられました。

● 貸金業者による無担保無保証の消費者向け貸付（平成19年2月末）

貸付残高 約13.8兆円 利用者数 約1,170万人



● 多重債務問題の深刻化（平成19年2月末）

5件以上の利用者数は約180万人、平均借入総額は約240万円

（多重債務問題の直接の背景としては、高金利・過剰な貸付け・借り手の金融知識、計画性の不足 等が考えられます。）



● 貸金業法の改正（多重債務への抜本的総合的対策）

- イ 貸金業の適性化のための規制の見直し
- ロ 過剰貸付抑制のための総量規制の導入等
- ハ 金利体系の適性化
- ニ ヤミ金融対策の強化

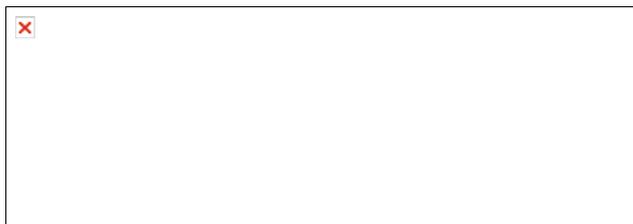
消費（利用）者の皆さんにとって、特に重要なのは、ロの「総量規制」とハの「金利体系の適性化」ですので、この2点についての概要を記載しました。

### 1 総量規制について

総量規制とは、借りることのできる額の総額に制限を設ける、新しい規制のことです。

この新しい規制は、平成22年6月18日から実施されています。

具体的には、貸金業者からの借入残高が年収の3分の1を超える場合、新規の借入れをすることができなくなります。ただし、すでに、年収の3分の1を超えている部分についてすぐに返済を求められるわけではありません。



この総量規制が適用されるのは、貸金業者から個人が借入れを行う場合です。銀行からの借入

れは対象外です。また、住宅ローンなど、一般に低金利で返済期間が長く定型的である一部の貸付けについては、総量規制は適用されません。

また、借入れの際、「基本的に年収を証明する書類」が必要となります。「年収を証明する書類」としては、源泉徴収票や給与明細などがあります。

## 2 金利体系

の適性化について

法律上の上限金利には、

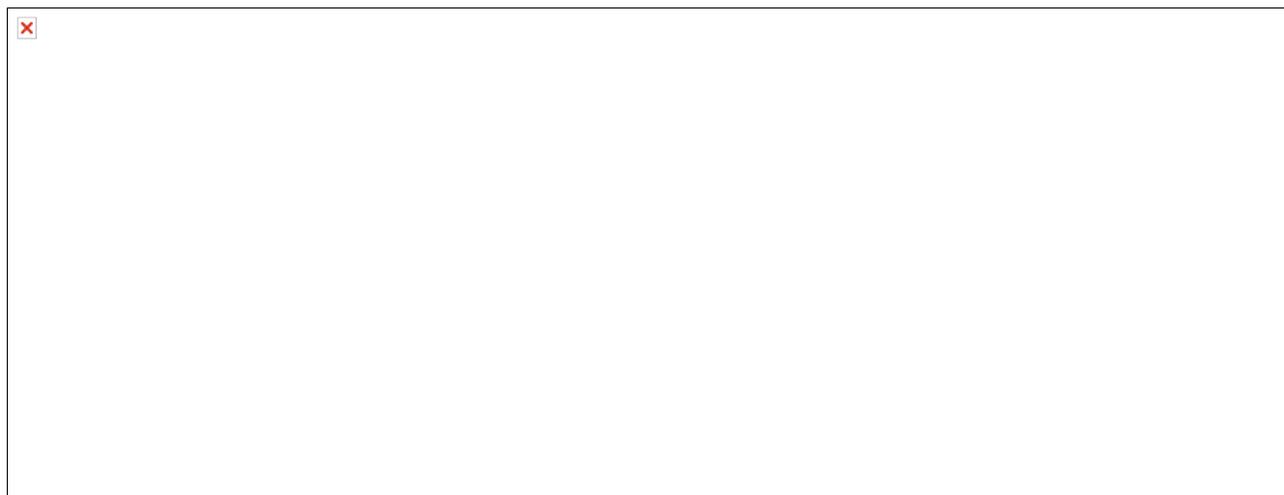
①利息制限法の上限金利（超過すると民事上無効）：貸付額に応じ15%～20%

②出資法の上限金利（超過すると刑事罰）：改正前は29.2%

の2つがあります。

これまで、貸金業者の場合、この出資法の上限金利と利息制限法の上限金利の間の金利帯でも一定の要件を満たすと、有効となっていました。これが、いわゆる「グレーゾーン金利」です。

他方、金利負担の軽減という考え方から、今回の改正により、平成22年6月18日以降、出資法の上限金利が20%に引き下げられ、グレーゾーン金利が撤廃されました。これによって、上限金利は利息制限法の水準となりました。



### ★ 改正貸金業法に関するQ&A

Q1 複数の貸金業者から借入れがあります。1者からの借入れが年収の3分の1を超えなければよいのですか。それともすべての貸金業者からの借入れの合計額が3分の1を超えないことが必要ですか。

A1 複数の業者から借りている場合、すべての貸金業者からの借入れの合計額が、年収の3分の1以内であることが必要です。

Q2 借入残高が年収の3分の1を超えているかどうか、貸金業者はどのようにして判断するのですか。

A2 貸金業者からの借入残高のデータは、厳格な情報管理のもと「指定信用情報機関」に集められることとなっています。貸金業者は、指定信用情報機関を利用し、借り手の借入残高を把握します。また、借り手の年収については、基本的には「年収を証明する書類」を借り手から受け取ることで、把握する仕組みとなっています。

Q3 専業主婦/主夫が借入れをする場合には、どのような書類の提出が必要ですか。

A3 総量規制の例外として、配偶者と合算して、（二人分の）借入れが（二人分の）年収の3分の1まで借入れを行うことができます。ただし、そのためには、配偶者の「同意書」、配偶者の年収を証明する書類などを提出する必要があります。

Q4 法律が変わり、上限金利が下がるという話を聞きましたが、既存の借入れについても金利が下がるのですか。

A4 6月18日より前に締結した既存の貸付の契約については、金利は下がりません。6月18日以降、新たに結んだ貸付については、利息制限法の金利（貸付額に応じて15～20%）が上限金利となります。

くらしのサポーターの皆様へ（おしらせコーナー拡大版）

### 「消費者問題県民大会」の開催

「自立した消費者育成の強化」に焦点をあて、消費者の安全安心の確保の一助にするため、消費者問題県民大会を次のとおり開催いたします。サポーターの皆さんをはじめ、たくさんの方々

のご来場を心からお待ちしております。

【と き】 平成22年7月25日（日） 午後1時から午後3時20分まで

【ところ】 阿波観光ホテル5階（徳島市一番町3-16-3）

【内容】 ・講演「多重債務から見る消費者問題」 講師 宇都宮 健児 弁護士

・とくしま円卓会議 テーマ「自立した消費者となるために」

コーディネーター 飯泉徳島県知事

パネリスト 宇都宮弁護士・森田徳島県消費生活審議会会長・元木板野

町消費者協会会長・植田（株）クラッシー代表取締役

【参加費】 無料

【お問い合わせ先】 徳島県消費者情報センター

### くらしのサポーターの皆さんへ

周りの方にも通信の情報を伝えていただくとともに、センター等へ相談をおつなぎください。

### <くらしのサポーター認定式について>

次により実施します。くらしのサポーターの皆様は、ぜひご出席をお願いいたします。

<日 時> 平成22年7月7日（水）午前11時から正午

<場 所> ホテル千秋閣（徳島市幸町3-55）  
7階 鳳の間

●当日は徳島県知事飯泉嘉門から直接皆様方一人一人に、認定証及び記章をお渡しします。

●受付は7階鳳の間前で、午前10時から行っていますので、お手数ですが、必ず受付をお願いいたします。

●出席者最終確認、リハーサル等の都合により、鳳の間へ10時40分に集合していただけますよう、よろしくをお願いいたします。

☆認定式終了後（正午から30分程度）、サポーター間の懇親を図ることを目的に、知事も出席し交流会を開催いたしますので、ご出席いただけますようお願いいたします。

### 交流コーナー

くらしのサポーターのみなさんの質問や情報をお待ちしています。

### くらしのコラム

#### 〇〇〇円 ～小さく「会員様価格」～

国道沿いのガソリンスタンドの看板に〇〇〇円を見つけて、安いと思った瞬間、〇××円の看板もある。次の機会によくよく見ると、入店するとき見た看板の〇〇〇円の上に、かなり小さく、会員様価格とある。〇××円がガソリンの販売価格なのだ。

県道に-3と大きく書いた看板が目に入った。平常価格の3円引きらしが、平常価格を店内に表示。ガソリンのように日々価格の変動のあるものは、平常価格は店によって違うのだ。

一見の客は騙せるかもしれないが、毎日、通勤する、あるいは仕事で通るドライバーはカ

ラクリをよく知っている。観光客に不快な思いをさせるような表示は、お接待文化とはほど遠いものだ。

くらしのサポーター 三原茂雄

## くらしのサポーター担当者より

7月は、「くらしのサポーター認証式」・「消費者問題県民大会」と行事がつづきますが、皆様方のご協力、ご支援をいただくことが、なによりも必要でございますので、よろしくお願いいたします。

黒潮風が吹き、県内も梅雨入りしました。雨の晴れ間には、若葉新樹の光が夏の輝きをみせています。蒸し暑さと梅雨冷えが交互に訪れるような昨今、体調を崩されませんよう、くれぐれもご自愛のほどお祈りしております。